

2020 年 5 月 29 日

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都渋谷区笹塚一丁目 47 番 1 号
日本電波工業株式会社
代表取締役 執行役員社長
加藤 啓美

当社は、当社を吸収分割会社とし、NDK SAW devices 株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収分割契約の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を、当社本店に備え置くことといたします。

1 吸収分割契約の内容

別紙 1 の吸収分割契約書のとおりです。

2 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社である NDK SAW devices 株式会社は、吸収分割会社である当社に対して対価となる金銭等の交付を行いません。当社は、NDK SAW devices 株式会社の完全親会社であるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5 吸収分割承継会社（NDK SAW devices 株式会社）に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事象はありません。

6 吸収分割会社（当社）に関する事項（最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象）（会社法施行規則第183条第5号）

- (1) 2019年9月第2四半期決算において、移動体通信市場向けの売上高が今後縮小する見込みであったことから、当社が函館市に所有している土地、建物等の共用資産について、減損損失 551 百万円を計上いたしました。
- (2) 業務効率の向上とあわせて固定費の圧縮を図るべく、当社単体の人員を対象に 100 名規模の希望退職者の募集を実施し、129 名の応募がありました。その結果、希望退職者に対する割増加算金、再就職支援費用等あわせて 620 百万円を構造改革費用として 2020 年 3 月期末決算に計上する予定です。
- (3) 当社の連結子会社である ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 及び函館エヌ・デー・ケー㈱の株式について、両社の業績悪化等による純資産の減少を踏まえ、子会社株式評価損 2,454 百万円を 2020 年 3 月期末決算に計上する予定です。

7 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社（当社）の債務及び吸収分割承継会社（NDK SAW devices 株式会社）の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社（当社）

当社の2019年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は55,471百万円、負債の額は43,983百万円です。また、上記時点以降本日に至るまで、当社の債務の履行の見込みに支障をきたすような事象は生じておらず、本件分割によって当社が承継会社に移転する予定の資産及び負債の額は、2019年9月30日現在でそれぞれ387百万円及び0百万円と見込んでおり、当社の資産及び負債の状況に鑑みて、本件分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。並びに、本吸収分割の効力発生日までの間までについても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておられません。したがって、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日後も履行の見込があるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（NDK SAW devices 株式会社）

吸収分割承継会社の2020年5月19日現在の貸借対照表における資産の額は1百万円、負債の額は0百万円です。そして、本吸収分割により、吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、2019年9月30日現在でそれぞれ387百万円及び0百万円と見込んでおります。また、上記時点以降本日に至るまで、吸収分割承継会社の資産及び負債並びに同社が当社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までの間までについても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、本吸収分割により当社から吸収分割承継会社に承継される債務の履行に支

障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておられません。したがって、本吸収分割により当社から吸収分割承継会社に承継される債務については、本吸収分割の効力発生日以後も吸収分割承継会社による履行の見込があるものと判断しております。

以上

吸収分割契約

日本電波工業株式会社（以下「甲」という。）と NDK SAW devices 株式会社（以下「乙」という。）とは、本日、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）に、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲が営む SAW フィルターの製造及び販売に関する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。）を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：日本電波工業株式会社

住所：東京都渋谷区笹塚 1-47-1 メルクマール京王笹塚

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：NDK SAW devices 株式会社

住所：北海道函館市鈴蘭丘町 3-63

第 3 条（承継する権利義務）

- 1 本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、本効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
- 3 第 1 項の規定に基づき乙が承継する債務については、全て乙が甲から免責的に承継する。

第 4 条（分割に際して交付する対価に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、本権利義務の対価の交付を行わない。

第 5 条 (吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額)

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第 6 条 (本吸収分割の効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日 (以下「**本効力発生日**」という。) は、2020 年 7 月 1 日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第 7 条 (承認決議)

- 1 甲は、本契約につき会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
- 2 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 8 条 (競業避止義務)

甲は、本吸収分割にかかわらず、別途合意するものを除き、乙に対し、競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第 10 条 (本契約の解除)

本契約の締結後、本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (準拠法・管轄)

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
- 2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（費用負担及び公租公課）

- 1 甲及び乙は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して各自に発生する費用については、各自これを負担するものとする。
- 2 本権利義務に係る公租公課及び保険料等は、日割り計算により本効力発生日の前日まで甲が、本効力発生日以後は乙が負担する。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 5 月 28 日

甲： 東京都渋谷区笹塚 1-47-1
メルクマール京王笹塚
日本電波工業株式会社

代表取締役 執行役員社長
加藤 啓美

乙： 北海道函館市鈴蘭丘町 3-63
NDK SAW devices 株式会社

代表取締役社長
加藤 啓美

別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、次の通りとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び負債については、2019年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

以下の資産。但し、本件事業以外の事業に関し甲に帰属するもの及び甲乙間で別途合意するものを除く。

(1) 流動資産

本件事業のみに関連する製品及び部材

(2) 固定資産

ア 本件事業のみに関連する有形固定資産、無形固定資産（知的財産権については第5項参照）

イ 北海道函館市西旭岡町所在の土地及び建物

2. 承継する債務・負債

なし

3. 承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

以下の契約及び権利義務。但し、本件事業以外の事業に関し甲に帰属するもの及び甲乙間で別途合意するものを除く。

(1) 本件事業のみに関連する甲の顧客、販売店及び代理店との契約

(2) 本件事業のみに関連する部材に関する仕入先（設備に関する仕入先は除く）との間の契約

(3) 本件事業のみに関連する製造業務の委託先との契約

(4) 本件事業のみに関連するソフトウェアライセンス契約

(5) 本件事業のみに関連するソフトウェア等のメンテナンス契約

(6) 本件事業のみに関連する秘密保持契約

(7) 本件事業のみに関連する共同研究契約及び共同開発契約。

4. 承継する雇用契約等

(1) 本件事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務

- (2) 但し、これらの者に対する退職給付債務に関する引当金及び賞与引当金、その性質上承継することが困難な契約上の地位及びこれに付随する権利義務、並びに甲乙間で別途合意するものを除く。

5. 知的財産権

本件事業のみに関連して甲が保有する特許権

6. 許認可等

本件事業にのみ関連する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの

7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制又は当局等の要請により承継が困難になるものは、承継対象権利義務から除外する。

以 上

貸借対照表

令和 2年 5月 19日 現在

NDK SAW devices株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	1,000,000円	(純 資 産 の 部)	1,000,000円
流 動 資 産	1,000,000	株 主 資 本	1,000,000
現 金 及 び 預 金	1,000,000	資 本 金	1,000,000
		純 資 産 合 計	1,000,000
資 産 合 計	1,000,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,000,000